

一般社団法人日本パラ射撃連盟

強化スタッフ等行動規範

(趣旨・目的)

本規範は、一般社団法人日本パラ射撃連盟（以下「連盟」という。）の遠征・合宿等の強化事業に従事する監督、コーチ、トレーナーなど（以下「強化スタッフ」という。）および帯同者が、パラ射撃の発展及び選手の競技力向上を支援する立場として、高い倫理観と責任を持ち、公正かつ適切な行動を行うことを定めるものである。

第1条 規範の遵守と内容

強化スタッフは、以下の行動規範を理解し、遵守しなければならない。

1. 多くの国民やボランティアの支援を得ていること、選手の模範となる立場であることを自覚し、公正かつ誠実な言動に努めること。
2. 競技に限らず、日常生活においても関係する法令、規則、ルール等を遵守し、常に良識と誠実さをもって行動すること。また他者に対して法令違反を助長・黙認せず、反社会的勢力との関係を一切持たないこと。
3. 選手、他のスタッフ、役職員その他関係者に対し相互の人格を尊重し、挨拶を基本とした良好なコミュニケーションを心がけること。
4. アンチ・ドーピング、競技規則、クラス分け制度、セーフスポーツ及びインテグリティに関する知識の習得に努めること。
5. 連盟が実施又は指示するインテグリティ研修、アンチ・ドーピング教育その他競技者教育に積極的に参加し、その知識を業務に活用すること。
6. 連盟が指定する遠征、強化事業、会議その他の業務に誠実に従事し、正当な理由なくこれを拒否しないこと。
7. 国内外の大会、強化事業及び関連イベントにおいて撮影又は収録された映像、写真等について、その著作権その他の権利が連盟又は権利者に帰属する場合があることを理解し、無断使用を行わないこと。
8. 業務上知り得た選手及び関係者の個人情報、医療情報、障害情報その他の機密情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示しないこと。
9. 広報活動等に協力すること。
10. 強化事業において、連盟、選手強化委員長等又は責任者が定める指示事項を遵守すること。特に集合時間や門限等を厳守すること。
11. メディカルチェック、アンチ・ドーピング手続、クラス分けその他競技運営に必要な事項について、選手を適切に支援し協力すること。
12. 連盟、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会等からの指示があった場合は、指定の衣服等を着用すること。

13. 違法行為や強化スタッフとしての品位を損なう言動を行わないこと。SNS 等での発信においても、その影響の大きさを自覚し、慎重な言動を心がけること。連盟、役職員、選手その他関係者に対し、虚偽の記載又は他者の権利利益を不当に害する内容を発信しないこと。加えて、業務上知り得た非公開情報を SNS 等で発信しないこと。
14. 強化事業期間中は、選手の模範となる行動を取り、業務に支障を生じさせる飲酒その他不適切な行為を行わないこと。
15. 宿泊施設においては、選手の安全及びプライバシーに十分配慮し、不必要な接触を避けること。
16. 強化事業に参加するにあたっては、連盟が指定する場合は必要な手続を行うこと。
17. ハラスメント、虐待、体罰、威圧的指導、差別的言動、性的言動その他安全で安心な競技環境を損なう行為を行わないこと。
18. 前各号に定めるもののほか、社会通念上不適切とされる行為は行わないこと。
19. 連盟に提出する報告書や申請書等のすべての文書において、虚偽の記載をしないこと。
20. 職務を遂行するに当たり、公正性及び中立性を保持し、自己又は第三者の利益を優先して連盟又は選手の利益を不当に害する行為その他利益相反となる行為を行わないこと。また、利益相反のおそれがある場合は、速やかに連盟へ報告すること。
21. 本規範違反、ハラスメント、虐待、不正行為、法令違反その他重大な問題行為又はその疑いがある事実を認知した場合には、速やかに連盟に報告すること。また、当該報告を行った者に対する報復その他不利益な取扱いを行わないこと。

第2条 違反スタッフに対する処分

1. 強化スタッフが前条に定める規範に違反したと認められた場合は、理事会の決定により、違反の程度に応じて次の処分を行うことができる。
 - (1) 注意又は嚴重注意
 - (2) 強化スタッフの資格停止
 - (3) 強化スタッフからの除外
 - (4) 委嘱、任命その他強化スタッフとしての地位の取消し
 - (5) その他理事会が必要と認める処分
2. 選手強化委員長又は HPD（以下「選手強化委員長等」という。）は、規範違反に関する報告を受けた場合において、理事会による正式処分までの間、必要と認める場合は、暫定的措置として次の措置を講じることができる。
 - (1) 強化事業への参加停止
 - (2) 選手への指導又は支援業務の停止
 - (3) ナショナルチーム又は強化事業における職務の一時停止

(4) その他必要な措置

3. 前2項の処分又は措置を行うに当たっては、理事会、選手強化委員長等は、当該強化スタッフに対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。
4. 処分に対する不服申立てについては、別途定める懲罰規程に従う。

第3条 処分の指針

1. 理事会は、処分を決定するに当たり、違反行為の内容、悪質性、故意又は過失の程度、結果の重大性、過去の違反歴その他一切の事情を総合的に考慮するものとする。
2. 処分の基準は次のとおりとする。ただし、同一又は類似の違反を繰り返した場合その他悪質と認められる場合は、より重い処分を行うことがある。

(1) 注意又は嚴重注意

次に掲げる違反行為のうち、軽微な違反行為

- ア 集合時間、門限その他の指示事項に関する違反
- イ 研修、会議その他への参加義務違反（正当な理由がない場合に限る。）
- ウ 提出期限の徒過その他事務手続上の違反
- エ 指定衣服の不着用その他規律違反
- オ その他これらに準ずる行為

(2) 強化スタッフの資格停止

次に掲げる違反行為のうち、重大な違反行為

- ア 度重なる規範違反
- イ 正当な業務命令又は指示への不服従
- ウ SNS 等において不適切な発信を行った結果、連盟又は競技の信用を損なった行為
- エ 強化事業期間中に業務へ支障を生じさせる飲酒その他規律違反
- オ 強化事業中における無断欠席、無断離脱又は正当な理由のない職務放棄
- カ 業務上知り得た個人情報又は機密情報を不適切に取り扱った行為
- キ 利益相反その他職務の公正性を損なう行為
- ク 連盟の事業運営に重大な支障を生じさせる行為
- ケ その他これらに準ずる行為

(3) 強化スタッフからの除外

次に掲げる違反行為のうち、重大な違反行為

- ア 暴力行為、ハラスメント、虐待、体罰、威圧的指導、差別的言動その他人格権侵害行為
- イ 刑罰法令に抵触する行為
- ウ 虚偽報告、虚偽申告その他不正行為

- エ 反社会的勢力との関係が認められる行為
- オ 業務上知り得た個人情報、医療情報その他の機密情報を故意又は重大な過失により漏えいした行為
- カ 利益相反その他職務上の地位を利用した重大な不正行為
- キ 連盟又はパラ射撃競技の信用を著しく失墜させる行為
- ク その他強化スタッフとして著しく不適格と認められる行為

3. 理事会は、違反行為の態様、違反者の反省状況、自主的な是正措置その他の事情を考慮し、処分を軽減し、又は処分を行わないことができる。

以上

(附則)

- 1 本規範は、2026 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 本規範の改廃は、選手強化委員会の審議を経て、理事会の承認を受けて行うものとする。